

原議保存期間	20年（令和29年3月31日まで）
有効期間	一種（令和29年3月31日まで）

各 地 方 機 関 の 長
各 都 道 府 県 警 察 の 長 殿
（参考送付先）
庁 内 各 局 部 課 長
各 附 属 機 関 の 長

警察庁丙捜一発第7号、丙刑企発第25号
令和8年7月24日
警 察 庁 刑 事 局 長

国旗の損壊等の処罰に関する法律の公布について（通達）
国旗の損壊等の処罰に関する法律（令和8年法律第69号。以下「法」という。）が、本日、別添1のとおり公布された。法の趣旨及び要点は、下記のとおりであるから、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

第1 法の趣旨

人に著しく不快又は嫌悪の情を催させるような方法により公然と国旗を損壊し、除去し、又は汚損する行為についての処罰規定を設けるものである。

第2 法の要点

1 定義（第1条関係）

法において「国旗」とは、国旗及び国歌に関する法律（平成11年法律第127号）に定める国旗として用いられていると社会通念上認められる有体物をいう。

2 罰則等（第2条関係）

- (1) 人に著しく不快又は嫌悪の情を催させるような方法により、公然と国旗を損壊し、除去し、又は汚損した者は、2年以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金に処する。
- (2) (1)の方法に該当するかどうかの判断は、行為の外形、周囲の状況その他の客観的な事情を総合的に勘案して行うものとする。

3 適用上の注意（第3条関係）

法の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第3 施行期日（附則第1項関係）

公布の日から起算して20日を経過した日（令和8年8月13日）から施行する。

第4 検討（附則第2項関係）

法の規定については、その施行後3年を目途として、国旗を損壊し、除去し、又は汚損する状況に係る映像に関するインターネット等の利用の状況、損壊され若しくは汚損された国旗を公然と陳列する行為又はこれに類する行為の発生の状況その他この法の施行状況等を勘案し、国旗を大切に思う国民感情を保護するのに必要かつ十分なものとなっているかどうか等の観点から検討を行い、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

第5 附帯決議

法の国会審議に際し、衆議院内閣委員会において別添2の、参議院内閣委員会において別添3の附帯決議がそれぞれなされていることから、その趣旨を十分に踏まえ、適切に対応すること。

国旗の損壊等の処罰に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和八年七月二十四日

内閣総理大臣 高市 早苗

法律第六十九号

国旗の損壊等の処罰に関する法律

(定義)

第一条 この法律において「国旗」とは、国旗及び国歌に関する法律(平成十一年法律第二百二十七号)に定める国旗として用いられていると社会通念上認められる有体物をいう。

(罰則等)

第二条 人に著しく不快又は嫌悪の情を催させるような方法により、公然と国旗を損壊し、除去し、又は汚損した者は、二年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前項の方法に該当するかどうかの判断は、行為の外形、周囲の状況その他の客観的な事情を総合的に勘案して行うものとする。

(適用上の注意)

第三条 この法律の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

附 則

1 (施行期日)

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(検討)

2

この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、国旗を損壊し、除去し、又は汚損する状況に係る映像に関するインターネット等の利用の状況、損壊され若しくは汚損された国旗を公然と陳列する行為又はこれに類する行為の発生の状況その他この法律の施行状況等を勘案し、国旗を大切に思う国民感情を保護するのに必要かつ十分なものとなっているかどうか等の観点から検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

法務大臣 平口 洋

内閣総理大臣 高市 早苗

国旗の損壊等の処罰に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項を遵守しつつ、運用すべきである。

一 政治的意見表現や芸術表現など「表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利」として正当に保障される国旗への表現やメッセージの記載は第二条第一項の構成要件のうち「人に著しく不快又は嫌悪の情を催させるような方法」によるものに該当しないこと。

二 第二条第二項における同条第一項の「人に著しく不快又は嫌悪の情を催させるような方法」に該当するかどうかについては、国旗に文字を書く行為そのものによって該当すると判断し得るものではなく、また、その判断は、国旗に記載された文言によって左右されないこと。

三 本法の施行に当たっては、国民の政治的意見表現や芸術表現の萎縮を招かないように、本法の趣旨及び内容を周知するよう努めること。

令和八年七月十六日
参議院内閣委員会

国旗の損壊等の処罰に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一 特に政治的意見表現や芸術表現を含む国旗の使用への萎縮効果等を生じさせないようにすることに留意し、第二条第一項の罪（以下「国旗損壊罪」という。）の客体に該当するもの及びアニメ、漫画、ゲーム、生成AIによる制作物といった客体に該当しないものの双方について、できる限り具体的かつ明確に示すこと等を通じ、国民に対する本法の趣旨及び内容の周知に努めること。

二 「人に著しく不快又は嫌悪の情を催させるような方法」に該当するかどうかの判断については、国旗を損壊する等の行為の外形、周囲の状況その他の客観的な事情を総合的に勘案して行うものであり、国旗に記載された文言等の表現内容に基づいて判断するものではないことに十分留意すること。

三 政治的意見表現や芸術表現など「表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利」として正当に保障される国旗への表現やメッセージの記載は第二条第一項の構成要件のうち「人に著しく不快又は嫌悪の情を催させるような方法」によるものに該当しないことを遵守して運用すること。

四 全国の警察官、検察官等が政治的意見表現や芸術表現などへの無用の萎縮を招かぬよう留意しつつ、本法を適切に運用するため、本法の趣旨及び内容を本法の施行までに周知徹底すること。

五 附則第二項に基づく検討に当たっては、国旗を損壊等する状況に係る映像に関するインターネット等の利用の状況、損壊等された国旗を公然と陳列する行為等の発生の状況、国旗損壊罪の運用状況等を適切に把握するとともに、「表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利」に十分配慮すること。

六 国旗に対する感情は個々に醸成されるものであることから、国旗に対する特定の思想や感情を強制することのないようにすること。

右決議する。